

長 建 協 発 第 2 6 0 号
平 成 2 6 年 9 月 5 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建設業法施行規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月4日に、建設業許可に係る暴力団排除条項の整備、公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付ける等の措置を講ずる「建設業法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布されたところであります。

これを踏まえ、国土交通省では、改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲において施行する規定の施行等に伴う所定の措置を講ずるため「建設業法施行規則等の一部を改正する省令案」が取りまとめられました。

つきましては、同省令案に関するパブリックコメントの募集が別添のとおり開始されることとなり、全建より情報提供がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、パブリックコメントの募集に関するホームページのURLは下記のとおりとなっておりますことを申し添えます。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155140306&Mode=0>

☆お問い合わせ先

国土交通省 土地・建設産業局建設業課

TEL 03-5253-8111（内線24756）